



③ 非課税取引とは？

この章では、消費税を課さない取引＝「非課税取引」について説明します。

1. 非課税となる国内取引

消費一般に広く公平に負担を求める消費税の性格からみて、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引があります。以下の13項目の取引については、消費税を課税しない「非課税取引」としています。

税の性格から課税対象とすることになじまないもの

[1] 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合等を除く。）



- 「土地の上に存する権利」とは、地上権（注1）、土地の賃借権、地役権、永小作権等の土地の使用収益に関する権利をいいます。（注2）
- 「一時的に使用させる場合等」とは、土地の貸付期間が1月に満たない場合及び建物、駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合をいいます。（注3）
- 土地（非課税）と建物（課税）を一括して譲渡した場合には、土地と建物のそれぞれの対価の額を合理的に区分することになります。

注1

空中地上権を含みます。

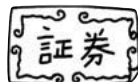
注2

鉱業権、土石採取権及び温泉利用権は課税対象です。

注3

テニスコートや野球場の貸付けは課税対象です。

[2] 有価証券、有価証券に類するもの、支払手段（収集品及び販売用のものは除く。）及び支払手段に類するものの譲渡



- 有価証券（注4）
 - 例・国債証券、地方債証券、社債券、株券、新株予約権証券
 - ・投資信託、貸付信託の受益証券
 - ・コマーシャル・ペーパー（CP）、抵当証券、外国法人が発行する譲渡性預金証書（海外CD）
- 有価証券に類するもの
 - 例・証券の発行がない国債、地方債、社債、株式等
 - ・合同会社等の社員の持分、協同組合等の組合員や会員の持分等
 - ・貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権
- 支払手段（注5）
 - 例・銀行券、政府紙幣及び硬貨
 - ・小切手（旅行小切手を含む。）、為替手形及び約束手形
 - ・信用状等
- 支払手段に類するもの
 - 例・暗号資産（注6）、電子決済手段（注7）

注4

船荷証券、倉荷証券、複合運送証券や株式・出資・預託の形態によるゴルフ会員権等は課税対象です。

注5

収集品や販売用のものは課税対象です。

注6

資金決済に関する法律に規定する暗号資産をいいます。なお、暗号資産交換業者及び当該交換業者が取り扱う暗号資産の名称等は、金融庁ホームページで公表されています。

注7

資金決済に関する法律に規定する電子決済手段をいいます。

[3] 利子に対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付け及び保険料 に対価とする役務の提供等

- 例・国債、地方債、社債、預金、貯金及び貸付金の利子
- ・ 集団投資信託等の収益として分配される分配金
 - ・ 信用の保証料、保険料、共済掛金、手形の割引料
 - ・ 割賦販売等の手数料 (注8)
 - ・ ファイナンス・リースのリース料のうち、利子及び保険料相当額 (注9)

[4] 一① 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡 (注10)

郵便局や印紙売りさばき所等、一定の場所における譲渡に限られます。

② 物品切手等の譲渡

商品券、ビール券、図書カード、各種のプリペイドカードなど、物品の給付、貸付け又は役務の提供に係る請求権を表彰する証書等をいいます。

[5] 一① 国、地方公共団体等が、法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供

② 外国為替業務に係る役務の提供

社会政策的な配慮に基づくもの

[6] 公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等

[7] 一① 介護保険法の規定に基づく、居宅・施設・地域密着型介護サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等

② 社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等

[8] 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による、助産に係る資産の譲渡等

[9] 墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬・火葬に係る埋葬料・火葬料に対価とする役務の提供

[10] 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等 (注11)

注8

契約においてその額が明示されているものに限り、ます。

注9

契約において利子又は保険料相当額が明示されている部分に限り、ます。

注10

郵便切手類等が収集対象として収集品販売業者等によって販売される場合は課税対象となります。

注11

義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子等の一定の物品が対象となります。

[11] 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等

.....

[12] 教科用図書の譲渡

.....

[13] 住宅の貸付け

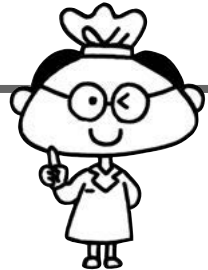
- 住宅とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいい、一戸建ての住宅のほかマンション、アパート、社宅、寮等を含みます。
- 契約において人の居住用であることが明らかにされているもの（契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合にその貸付け等の状況からみて人の居住用であることが明らかなものを含みます。）に限られます。（注12）

.....

注12

その貸付けに係る期間が1月に満たない場合、又はその貸付けが旅館業法に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当する場合（旅館、ホテル等）は除きます。

なお、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（いわゆる「民泊」）は、旅館業法に規定する旅館業に該当します。



Q 駐車場を賃貸しましたが、消費税の課税の対象になりますか？

A 施設の利用に伴って土地が使用される場合は課税の対象になります。

Q 銀行に預けた預金の利子は消費税の課税の対象になりますか？

A 非課税とされています。

2. 非課税となる外国貨物

国内における非課税取引とのバランスを図るため、輸入取引（保税地域から引き取られる外国貨物）のうち、以下のものについては非課税とされています。

.....

[1] 有価証券等



.....

[2] 郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等

.....

[3] 身体障害者用物品

.....

[4] 教科用図書

.....